

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		令和6年（2024年） 6月 21日
滋賀県知事 三日月 大造 様		
提出者 住 所 滋賀県湖南市中央3丁目12番地 氏 名 西村建設株式会社 代表取締役社長 鵜飼 潔 電話番号 0748-72-1121		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	西村建設株式会社	
事業場の所在地	滋賀県湖南市中央3丁目12番地	
計画期間	令和6年 4月 1日から令和7年 3月 31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	06 建設業（総合工事業）	
②事業の規模	元請完成工事高 5,380,000千円	
③従業員数	92名	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・がれき類→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 ・ガラス・コンクリート・陶磁器くず→再生処理業者に委託し、路盤や石膏ボード原料に再資源化 ・汚泥→再生処理業者に委託し、再生路盤材として再資源化 ・廃プラスチック→中間処理業者に委託して、再生施設でプラスチック原料や製品として再資源化 ・金属くず→再生処理業者に委託して、鉄として再資源化 ・紙くず→中間処理業者に委託し、再生施設で再資源化 ・建設混合廃棄物→処分業者に委託し、選別、破碎等の中間処理後、再生利用又は埋立処分 ・木くず→再生処理業者に委託して、チップとして再生資源化	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「管理体制図」のとおり

廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」の とおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・材料注文時の搬入数量の適正管理による余材発生抑制 ・仮設材の転用による使用 ・梱包の簡素化による廃棄物の発生抑制 ・上記等、3Rの推進 ・協力業者との基本契約の際、環境に関する事項の周知		
②計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」の とおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・上記に加え 廃棄物の発生抑制等を考慮した施工方法の採用実施 (プレキャスト製品の使用の推進)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき、ガラス・コンクリート・陶磁器くずについては可能な限り 取り壊し時に直接積み込み、処理している。 ・保管する場合は、分別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、 廃石膏ボードの専用コンテナを使用し、回収する。 ・混合廃棄物については可能な限り分別を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」の とおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・可能な限り再生施設（再資源化施設）への処理委託を行う。 ・電子マニフェストを導入し、運用している。		

②計画	【目標】（令和6年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙「産業廃棄物の種類と排出量」の とおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・現状の取り組みを継続する。 ・電子マニフェスト導入業者と委託契約し、電子化の推進をする。 ・可能な限り、優良認定処理業者へ委託する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類と排出量

[illegible]

産業廃棄物の処理に係る管理体制図

廃棄物処理統括責任者		所属：本社 役職：専務取締役（管理責任者）
廃棄物担当		所属：本社 品質保証室
事業部環境管理委員	組織名	土木事業部 役職：土木事業部長 組織人数：22人
		建築事業部 役職：建築事業部長 組織人数：27人
		リビングホーム 役職：リビングホーム 総括部門長 組織人数：16人
		MR事業部 役職：MR事業部長 組織人数：3人
役割	本社環境管理委員会	廃棄物処理に関する提案、検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、 計画的な廃棄物の管理を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－専務取締役 ・委員－関連事業部長 ・事務局－品質保証室（廃棄物担当）
	廃棄物処理統括責任者	・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定・改廃 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物処理責任者（現場責任者）	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ・関係会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項
	廃棄物管理担当者（品質保証室）	・廃棄物処理計画の作成 ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関係会社に対する教育・啓発 ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の管理 ・その他関係する事項

本社管理体制図

